下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条 第14項の規定により公表する。

令和2年7月29日

新庄市監査委員 大場隆司

新庄市監査委員 髙橋 富美子

記

- 1. 監查対象 農林課の令和元年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の 管理について
- 2. 監查期間 令和2年5月29日から令和2年6月22日まで

## 監査の結果(指摘、要望事項)

農村環境改善センター及び昭和活性化セン ターの施設使用料の収納事務について、関係 な事務処理に努めること。

## 措置の内容

使用料の収納期限については、複数日の使用 を希望する者には、これまで月単位での使用申 法令等に基づき、使用料の納入期限の設定、使 | 請を受け、許可していたことから、使用月の月 用の許可の変更、取り消し、還付について適正 末を収納期限としてきた。そのため、月の最初 の使用日まで使用料が前納されていなかった ことから、今後は、最初の使用日を収納期限と して納入通知することとした。

> また、使用許可の変更、取り消しについては、 口頭での受け付けにより事務処理していたこ とから、今後は、関係例規に基づき、変更又は 取り消しに係る許可申請書の提出を求めるこ ととし、その許可・決定内容より、使用料の変 更、還付を行うこととした。